

# 国土形成計画（全国計画）（案） 及び 第六次国土利用計画（全国計画）（案） 【計画原案からの主な変更箇所】

## 新たな国土形成計画（全国計画）（案）

### 第 1 部 新たな国土の将来ビジョン

#### 第 1 章 時代の重大な岐路に立つ国土

##### 第 1 節 我が国が直面するリスクと構造的な変化（国土をめぐる状況変化）

###### 3. 激動する世界の中での日本の立ち位置の変化

###### (1) 激化する国際競争 【本文 P 8】

在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は約 2.5%（2022 年末時点）と、コロナ禍の影響もあり減少していた傾向から再度増加に転じている。将来推計人口の中位推計では、外国人の割合は、2050 年には約 7.0%、2070 年には約 10.8%と増加する見込みとなっている。外国人が地域人口の相当の割合を占める地域が増加することも想定される。

#### 第 2 章 目指す国土の姿

##### 第 1 節 国土づくりの目標

###### 2. 国土づくりの基本的方向性

###### (3) 世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土づくり

～森の国、海の国、文化の国～

###### (多様な恵みを受受する森づくり) 【本文 P 15】

このため、森林・林業関係者による森林の適切な整備・保全を加速するとともに、森林空間を活かした教育や企業による森林づくり活動など、国民参加の森づくりを進める。また、森林整備に関する山間部と都市部の間での広域連携を進めるとともに、「都市（まち）の木造化」（第 2 の森林づくり）等を通じた国産材等の利用拡大を推進し、さらに、レーザ測量や衛星画像等による森林資源情報を整備し、その共有と高度利用を図ることで、森林の効率的な整備・保全や国産材の安定供給につなげていく。加えて、「花粉症対策の全体像<sup>30</sup>」に基づき、10 年後には花粉発生源のスギ人工林を約 2 割減少させることを目指し、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林へ転換していく。

###### 3. 国土づくりの戦略的視点

###### (2) デジタルの徹底活用 【本文 P 17】

我が国においては、デジタル社会の目指すビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながる。

こうした考え方を基本としつつ、「国土づくりの基本的方向性」として「デジタルとリアルの融合による活力ある国土づくり」を掲げたとおり、これからの国土づくりにおいては、社会経済においてデジタル化の進展により各種の DX が加速している状況を踏まえ、地域における様々なサービスや活動分野において、デジタル活用を通じて効率性・生産性の向上につなげる必要がある。

加えて、地域空間におけるデジタル活用の意義として、従来は場所や時間の制約で実現できなかったサービスや活動が、デジタルを活用することで、そうした制約を克服して国土全体にわたって様々なサービスや活動の恩恵が享受できることが挙げられる。

<sup>30</sup> 2023 年 5 月 30 日花粉症に関する関係閣僚会議決定。

こうしたデジタル活用の特性を国土づくりに活かし、デジタルを手段として徹底活用して、リアルな地域空間の質的な向上を図ることにより、場所と時間の制約を越え、多様な暮らし方や働き方を自由に選択できる地域社会の形成を通じて、個人と社会全体の Well-being の向上につなげる必要がある。

このため、分野の垣根を越えたデータ連携を促進しつつ、その基盤を活用したデジタル技術の社会実装を加速化することが重要である。

ヒトやモノの移動のようにデジタルでは代替できないリアルな地域空間における利便性の向上についても、DX の取組と組み合わせつつ、地域経営の仕組みの再構築や、交通等の国土基盤の高質化等を通じて取り組んでいくことが重要である。

### 第3章 国土の刷新に向けた重点テーマ

#### 第1節 デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成 【本文P24】

人口減少、少子高齢化が加速する地方において、若者世代を始めとした人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げ、地方の人口減少・流出の流れを変えて、人々が生き生きと安心して暮らし続けていける地域づくりが求められる。こうした観点から、地域の文化的・自然的一体性を踏まえつつ、生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、地域公共交通や買い物、医療・福祉・介護、教育等の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、地域課題の解決を図るとともに、地域固有の自然や風土・景観、文化等を含めた地域資源を活かし、人々を惹きつけるゆとりある豊かで美しい地域の魅力向上を図り、地方への人の流れの創出・拡大につなげる。

#### 2. 地域生活圏の形成に資する具体的な取組の概要

##### (デジタル基盤、地理空間情報等の整備・活用) 【本文P25】

加えて、「デジタル・ガバメント」を推進する観点から、地方公共団体における、基幹業務等のシステムの統一・標準化、行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及及び利用の促進、AI・RPA の利用推進、情報セキュリティ対策の徹底のほか、「窓口 DXSaaS」のガバメントクラウド上の提供等による「書かないワンストップ窓口」の横展開の促進等を通じて、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていく。あわせて、デジタル人材が不足する中小規模の地方公共団体等に対する人材支援等を推進する。

##### (多様な暮らし方を支える人中心のコンパクトな多世代交流まちづくり) 【本文P26】

加えて、こどもまんなか社会の実現の観点からのこどもまんなかまちづくりを進める必要がある、良質な住宅の供給や保育所の充実のほか、デジタル技術の活用も通じた安全で快適な道路の整備や、まちづくり GX の推進による公園緑地の確保等を通じたゆとりある都市空間の整備、公共空間等におけるバリアフリー化の推進など、子育て世代が安心して暮らせる空間を創出するとともに、あわせて、多世代の交流を促進するコミュニティ拠点の形成、三世同居・近居等を促進するなど、多世代が交流するまちづくりを推進する。

#### 第2節 持続可能な産業への構造転換

##### 1. 地域の特徴を活かした成長産業の全国的な分散立地等の促進

##### (1) GX・DX の推進、経済安全保障の観点からの成長産業の国内生産拠点形成・強化

###### 【本文P31】

GX・DX の推進、経済安全保障の観点から国際競争が激化する中、我が国の国際競争力の強化を図るため、我が国経済の成長を牽引する産業について、国土全体にわたって各地域が有する産業集積や産業基盤の優位性を活かし、企業の立地戦略等も踏まえ、生産拠点の整備や強化を図っていく必要。

特に、GX の実現に向けては、我が国企業が世界に誇る脱炭素技術の強みを活かして、世界規模でのカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、持続可能な形で気候変動に対応する公正な移行の観点を含め、新たな市場・需要を創出し、日本の産業競争力を強化することを通じて、経済を再び成長軌道に乗せ、将来の経済成長や雇用・所得の拡大につなげることが求められる。

### 3. 地域産業の稼ぐ力の向上（ローカルとグローバルの観点からの生産性・競争力の向上）

#### （1）地域産業における成長と分配の好循環の構築

##### （食料安全保障の強化に向けた農林水産業の活性化） 【本文P35】

農山漁村発イノベーション等により地域資源を活用して所得と雇用機会を確保し、農用地保全や生活支援を集約的に行う農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成等を通じて農山漁村に人が住み続けるための条件を整備するとともに、「デジ活」中山間地域の取組を推進することにより、農山漁村の活性化を図る。また、中山間地域における農地保全のための地域ぐるみの話合い、農地の粗放的な利用、基盤・施設整備等にきめ細やかに取り組めるよう支援し、農村の持続的な土地利用を推進する。

#### （2）成長産業を担う人への投資拡大（働きがいのある雇用の拡大）

##### （若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の雇用促進を図る人への投資の拡大）

##### 【本文P36】

外国人材が長期にわたり我が国で活躍できるよう、留学から就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、外国人が地域人口の相当の割合を占める地域が増加することも想定されることから、共通の課題を抱える地域間の連携も図りつつ、外国人が暮らしやすい地域社会づくりを進める。

### 第3節 グリーン国土の創造

#### 2. カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり

##### （緩和策、適応策、生態系保全を統合した地域づくりの推進） 【本文P39】

一部の再エネ事業において、太陽光パネルの安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっている中、地球温暖化対策推進法に基づき、地域の合意形成を図り、地域の環境保全や地域経済・社会の発展に資する地域共生型の再エネ導入を促進する。加えて、再エネの地産地消を推進する。

### 第4節 人口減少下の国土利用・管理

#### 1. 持続可能な国土と地域の形成に資する最適利用・管理

##### （1）「国土の管理構想」の具体化

##### ③推進体制の構築 【本文P41】

地域の現場において、①及び②による地域管理構想の策定及び実施が円滑かつ効果的に進められるよう、関係府省間の連携、国と地方公共団体との連携による伴走型の推進体制の構築を図る。また、地域管理構想の策定及び実施に当たっては、住民や地域団体等のほか、地域の実情に応じた、農村型地域運営組織（農村 RMO）、地域おこし協力隊、集落支援員、関係人口、大学・研究機関、民間企業等の多様な主体の参加を促進するとともに、地域管理構想の円滑な推進を支援するマネジメント人材の確保・育成を含めた中間支援組織との連携強化を図る。

##### （2）所有者不明土地等の低未利用土地や空き家の発生予防、利活用の円滑化と適切な管理の確保

##### 【本文P41】

人口減少等を背景に、所有者不明土地等の低未利用土地の増加が懸念されている。このため、相続登記等の申請義務化や相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させることができる制度等による所有者不明土地の発生予防、地域福利増進事業や公共事業における収用手続の合理化等による利活用の円滑化、所有者不明土地・建物管理制度の活用等による適正な管理など、所有者不明土地に関する諸制度を適切に組み合わせつつ、円滑かつ適切な活用を促進する。

### 3. 環境と共生する国土利用・管理 【本文P43】

グリーン国土の創造の取組と連動し、多彩で恵み豊かな美しい自然環境を将来世代に引き継ぐため、自然資本の保全・拡大に向けたネイチャーポジティブの考え方に根ざした国土利用・管理の推進、自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決、緩和策、適応策、生態系保全を統合した地域づくりの推進を基本的な視点として、環境と共生する国土利用・管理の取組を充実・強化する。

## 第4章 横断的な重点テーマ

### 第1節 地域の安全・安心、暮らしや経済を支える国土基盤の高質化

#### 1. 国土基盤の機能・役割の最大限の発揮(機能・役割に応じた国土基盤の充実・強化)

##### (3) 経済活動を下支えし、生産性を高める

###### (交通インフラ) 【本文P46】

「シームレスな拠点連結型国土」の構築に向け、陸海空のシームレスな総合交通ネットワークの機能強化を通じて、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図り、国土全体の連結、世界との結びつきの強化を図る。

このため、三大都市圏環状道路、地方都市の環状道路等の高規格道路整備により物流ネットワークを強化し、広域物流の効率化を実現するとともに、高規格道路ネットワークのミッシングリンクの解消や、暫定2車線区間の4車線化の推進により、我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの確保や日本海側と太平洋側との連携を強化することなどにより、国土の骨格に関わる多重性・代替性を確保する。

三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成につながり、災害時に代替輸送ルートとしても機能するリニア中央新幹線や整備新幹線等の整備を進める。また、基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた今後の方向性について調査検討を行う。さらに、都市鉄道ネットワークの整備推進、地域鉄道の維持・活性化や鉄道貨物に対する新たな社会的要請の高まりを踏まえた貨物鉄道ネットワークの強化と最大限の活用を図る。

###### (エネルギーインフラ) 【本文P46】

「GX実現に向けた基本方針」に即し、全国規模での電力系統整備計画に基づき、費用便益分析を行い、地元理解を得つつ、道路、鉄道網等の活用も検討しながら、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を推進するなどの取組を進める。地域間を結ぶ系統については、今後10年間程度で、過去10年間と比べて8倍以上の規模で整備を加速すべく取り組み、北海道からの海底直流送電については、2030年度を目指して整備を進める。さらに、系統整備に必要な資金調達を円滑化する仕組みの整備を進める。

### 第2節 地域を支える人材の確保・育成

#### 1. 人と国土の関係性の再構築

##### (1) 包摂社会に向けた地域づくりへの多様な主体の参加と連携

###### (包摂社会の実現、地域におけるこども・子育て支援) 【本文P51】

特に、「こども未来戦略方針<sup>116)</sup>」に示されたとおり、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、ラストチャンスである。国土政策の観点からも、人口減少や少子化が加速する地域社会において、こども・子育て支援の取組強化は喫緊の課題であり、「共働き・共育て」の推進など、安心してこどもを産み育てるための環境整備を進める必要がある。このため、こどもまんなかまちづくりを推進する観点から、良質な住宅の供給や保育所の整備等の就学前教育・保育の充実等を促進するとともに、子育てしやすい都市・地域空間づくりを進め、安全で快適な道路や公園等の整備、公共空間等における子育てバリアフリー化の推進を図るなど、子育て世代が安心して暮らせる社会を構築する。あわせて、地域における子育て支援の拠点や多世代の交流を促進するコミュニティ拠点の形成、三世帯同居・近居、良質なテレワークの更なる普及、ワーク・ライフ・バランスの確保等により、子育てに係る負担の軽減を図る。

<sup>116)</sup> 2023年6月13日こども未来戦略会議決定。

## 1 (地域づくりに求められる人材) 【本文P52】

2 また、地域づくりに多様なノウハウを有する人材を取り込むことも重要な課題であり、地域リ  
3 ーダーはもとより、地域価値を向上させる地域デザインを担うクリエイティブな人材やデジタル  
4 人材、円滑かつ効果的な地域づくり活動を実践するためマネージャー、コーディネーター、ファ  
5 シリテーターなど、様々な役割を担う人材の発掘・育成を図る。

## 6 (地域教育の強化) 【本文P52】

7 大学、高等専門学校等と連携し、地域課題の解決や地域産業の稼ぐ力の向上に携わるデジタル  
8 人材、クリエイティブな人材等の地域人材の育成を推進する。また、新産業の創出や産業構造の  
9 転換に貢献する地方大学の魅力向上や大学を核とする地域活性化を図るとともに、デジタル技術  
10 等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する東京圏の大学等の地方へのサテライトキャン  
11 パスの設置に向け、地方公共団体と大学等の連携を推進するほか、大学等が自発的に地方へのサ  
12 テライトキャンパスの設置に取り組むような環境整備を図る。

## 13 2. 地域を支える女性活躍の促進

### 14 (2) 女性活躍に向けた対策の方向性

#### 15 (男女共同参画政策の取入れ) 【本文P54】

16 「女性デジタル人材育成プラン」やリスキリング支援等により女性従業者の増加を図るととも  
17 に、男性による家事・育児への参画等の拡大を始め、「共働き・共育て」の推進等を通じて、男女  
18 共同参画の観点から、性別役割分業意識を払拭し、性別を問わず人々の多様な暮らし方・働き方  
19 の選択肢を広げる必要がある。

## 20 第2部 分野別施策の基本的方向

### 21 第2章 産業に関する基本的な施策

#### 22 第4節 GXを先導する世界最先端の技術を活かしたエネルギー需給構造の実現

##### 23 4. エネルギーの効率的かつ安定的な利用のための環境整備

###### 24 (水素社会の実現) 【本文P76-P77】

25 水素は、利用方法次第では高いエネルギー効率、低い環境負荷等の効果が期待され、将来の二  
26 次エネルギーの中心的役割を担うことが期待される。

27 水素を本格的に利活用する水素社会を実現するためには、社会構造の変革を伴う大規模な体制  
28 整備が必要である。このため、改定「水素基本戦略<sup>153</sup>」に基づく対応を進め、既存燃料との価格  
29 差に着目した事業の予見性を高める支援や、需要拡大や産業集積を促す拠点設備支援を含む、規  
30 制・支援一体型での制度整備に需給両面で行い、2030年頃までの商用開始に向けて、水素コ  
31 ュア技術を国内外で展開しつつ、水素・アンモニアの大規模かつ強靱なサプライチェーンの早期構  
32 築を目指す。また、家庭用燃料電池、燃料電池車等の普及拡大に向けた取組を推進し、加えて水  
33 素発電等の実証を進める。大阪・関西万博では、これらの我が国の革新的技術について、万博会  
34 場内外における実証・展示・情報発信を行うことで、国内外に対し、我が国としての今後のエネ  
35 ルギー・環境のあり方を示していく。さらに、我が国の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の  
36 実現に貢献するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図る  
37 カーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進する。

153 2023年6月6日再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定。

### 第3章 文化・スポーツ及び観光に関する基本的な施策

#### 第1節 文化・スポーツが育む豊かで活力ある地域社会

##### 1. 個性豊かな地域文化の保存、継承、創造、活用等

###### (文化財の保存と活用) 【本文P83】

地域に存在する有形・無形文化財、民俗文化財、記念物等の文化財や文化遺産は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるほか、貴重な地域資源として地域の活性化にも資するものであり、その適切な保存、継承、創造、活用等を図る。特に、都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、生活及び生業と融合して形成された文化的景観の保存と活用、伝統的建造物群保存地区制度等の活用、歴史的風土保存区域の指定による歴史的風土の保存、歴史的風致維持向上計画の認定による歴史的風致の維持、向上を通じた魅力的な地域づくりなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、地方創生の実現を図る。

###### (地域の伝統行事や伝統文化、伝統産業等の継承及び振興) 【本文P83-P84】

地域の礎であり、地域経済に大きな効果をもたらす役割が期待されている伝統行事や民俗芸能等について、継承及び振興に必要な支援を実施し、文化振興及び地域の活性化を推進する。

我が国の伝統芸能、工芸技術や生活文化、風俗慣習や民俗芸能等の無形の文化財について、生活様式の変化等の影響を受け、後継者不足等の課題が生じている。こうした現状にかんがみ、無形の文化財の保存・継承を図るため、2021年度に新設した無形の文化財の登録制度の活用を進める。

また、我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、伝統的工芸品の国内外への普及啓発や需要開拓、産地指導や人材育成・確保等を推進する。

###### (伝統的な食文化の普及等) 【本文P84】

地域の伝統的な食文化について、幼少期からの関心と理解を深めるべく、学校給食に郷土料理や地元食材の導入を促す。特に我が国の様々な伝統的な和食は多様で豊かな自然と人々の知恵が育んだ食に関する習わしであり、味、美しさ、栄養バランス等に優れ、国際的にも高い関心を集める一方、ライフスタイルの変化により人々の生活との結び付きが薄れつつある。「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されてから2023年で10年になることを契機に、国内外における和食の普及及び拡大に係る取組や、国産農林水産物及び食品の消費拡大に向けた取組を推進する。また、日本酒、焼酎、泡盛等のユネスコ無形文化遺産への早期登録を推進する。

##### 2. 文化芸術やスポーツ活動への参加機会等の充実 【本文P84-P85】

住民は地域文化の本来の担い手であり、住民が優れた文化芸術に触れることができる機会の充実や文化芸術活動への主体的な参加によって、地域における文化力の向上とともに、充実感を持った生活の実現も図られる。このため、住民が質の高い文化芸術に対して鑑賞、参加、創造する機会の拡充を図る。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にスポーツと文化を融合させながら我が国の文化芸術の価値を世界へ発信してきたことで培われたレガシーを活用していくことが重要である。こうしたことも含め、大阪・関西万博に向けて、全国で実施する「日本博2.0」を通じ、地域の優れた文化芸術を体験できる機会の拡充を図る。

更に、地域における次代の文化芸術の担い手の確保・育成のため、こども世代の文化芸術鑑賞・体験機会を確保していくことも重要である。このため、学校や企業との連携、芸術系教員や指導主事を対象とした研修等の充実等により、地域文化や文化芸術の継承者となり得るこどもたちが文化芸術活動に参加し、体験・鑑賞する機会を充実するほか、こどもたちが地域の伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することで、地域コミュニティの活性化、地域の伝統文化を次代に継承し、将来の担い手の確保を図る。

学校や地域における活発なスポーツ活動や地域に密着したプロスポーツチームの活躍は、住民に活力や地域への誇りと愛着をもたらすものである。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて、スポーツ活動から得られる楽しさや喜びが人々の生活や心を豊かにすること、スポーツが地域活性化や国民の健康増進、経済発

展等に寄与することといったスポーツが持つ様々な価値を、広く国内外の人々に発信することができた。

こうしたスポーツレガシーの継承・発展に向けて、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進、持続可能な国際競技力の向上、スポーツツーリズムの推進、スポーツと文化を融合した情報発信、経済発展・国際交流の推進等の取組を着実に進める。さらに、今後とも、国内で開催予定の国際競技大会を地域活性化等につなげていくことが重要である。

## 第4章 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラの高質化に関する基本的な施策

### 第1節 シームレスな総合交通体系の高質化

#### 3. シームレスな拠点連結型国土の骨格を支える国内幹線交通体系の高質化

##### (高規格道路ネットワークの高質化) 【本文P93】

国土を縦貫あるいは横断し、全国の主要都市間等を連結して、その時間距離の短縮を図る国土の骨格を支える基幹的な高速陸上交通ネットワークとして、14,000kmの高規格幹線道路と、これを補完し広域圏内や広域圏間の交流・連携を強化する広域道路網を合わせたシームレスなサービスレベルが確保された高規格道路ネットワークについて、既存ネットワークも活用しつつ概ね2万km余の形成・機能向上を図る。

高規格道路ネットワークの構築に向けては、主要都市間の時間距離の短縮を図る道路ネットワークの強化、迅速かつ円滑な物流を実現する三大都市圏環状道路や地方都市の環状道路、主要な港湾、空港、高速鉄道駅等へのアクセス道路等に重点を置いて、コスト縮減を図りつつ効率的な整備を推進する。

また、道路ネットワークのパフォーマンス向上により、生産性向上やカーボンニュートラルに貢献するため、速達性向上によるCO<sub>2</sub>排出抑制に資する道路ネットワークの強化とともに、各種データから道路のサービスレベルをきめ細かく分析し、交通容量を有効活用するための部分改良の機動的・面的実施、TDM施策等の推進を図る。

特に、我が国の道路ネットワークにおいては、地形条件や暫定2車線整備により先進諸国並みの高速での移動性が確保されていない現状や、巨大災害リスクの切迫、安全保障上の課題の深刻化といった状況も踏まえ、時間距離の短縮に加え、ネットワークの多重性・代替性といったリダンダンシーの確保の観点を考慮し、高規格道路ネットワークのサービスレベルを把握した上で、ミッシングリンクの解消や、暫定2車線区間の4車線化など、必要な機能向上の加速化を図る。

##### (幹線鉄道ネットワーク等の高質化) 【本文P94】

整備新幹線については、現在建設中の北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)、北陸新幹線(金沢・敦賀間)について、着実に整備を進める。また、未着工区間である北陸新幹線(敦賀・新大阪間)や九州新幹線(新鳥栖・武雄温泉間)については、引き続き必要な検討等を実施するとともに、関係地方公共団体等との調整を進める。

基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた今後の方向性について調査検討を行う。

また、新幹線における土木構造物の健全性を維持・向上するため、予防保全に基づいた大規模改修等を行うなど、新幹線の強靱化対策を加速化させることにより、幹線鉄道ネットワークの安全運行を確保する。

在来線については、特急列車が拠点都市間を相互に連絡する線区のほか、貨物列車が現に走行している線区、災害時等において貨物列車が走行する蓋然性が高い線区は、我が国の基幹的鉄道ネットワークを構成しており、こうした線区を中心に、国において、JR会社法に基づく国土交通大臣指針を適切に運用しつつ、JR各社や並行在来線各社と連携して、その維持・機能向上を図る。

さらに、地域の実情に応じた地域間連携及び大都市圏との繋がりを支える幹線鉄道ネットワークの高機能化・サービス向上に向けた取組を検討する。その際、新幹線と在来線の直通運転化や高速化等による機能強化を進めるほか、軌間可変電車に関する技術開発を推進する。これらに加えて、都市鉄道については、まちづくりと連携しつつ、ネットワークの拡大・機能の高度化を推進する。

## 第5章 防災・減災、国土強靱化に関する基本的な施策

### 第1節 適切な施策の組合せと効率的な対策の推進

#### 1. 防災・減災に資する施設の整備等

##### (施設の整備等による防災・減災、国土強靱化対策) 【本文P104】

降雨、地震、火山噴火活動等に起因する、土石流、土砂・洪水氾濫や急傾斜地の崩壊等の土砂災害から人命、財産及び公共施設を保全するため、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備や流木対策の推進のため林野事業と連携して実施する流域流木対策、まちづくりの計画と砂防事業の計画の一体的な検討及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策、及び高速通信技術を活用した無人化施工など、DXに関する取組を推進する。加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、盛土等の安全性の確保を推進する。また、被災地域の経済社会機能を早急に回復させるとともに再度災害の防止を図るため、必要に応じて施設の改良復旧等を迅速に行う。さらに、災害対応や行政の重要拠点である官庁施設、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の活動の拠点施設、学校、公民館等の避難所指定施設、都市公園等の避難地、石油コンビナート等のエネルギー供給施設、金融機関、災害拠点病院、福祉・介護施設、交通施設、通信施設、ネットワーク等の重要施設については、耐震・液状化対策、備蓄の充実、電力の確保等による耐災害性の向上を図る。

火山災害対策を一層強化するため、火山調査研究推進本部の体制整備、専門的な知識や技術を有する人材の育成と継続的な確保等を行う。

#### 第4節 諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築

##### 1. 中枢管理機能等のバックアップ等 【本文P107】

災害対応や復旧・復興で重要な役割を担う中央政府の諸機能が、災害直後においても適切に維持、確保できるよう、政府業務継続計画（首都直下地震対策）を踏まえ、各府省のBCPについて、実効性を高めるための訓練や評価を実施しつつ、不断に見直す。また、機能が集積している地域の防災・減災対策を進めつつ、平時から、官庁施設の耐震化、物資の備蓄、電力等の確保、通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制の整備等の業務継続の対策を推進する。

さらに、東京に集中する人口及び諸機能の分散、政府機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進める。このうち、政府機能については、政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき、行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項<sup>203</sup>について更に検討を深める。

## 第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策

### 第3節 地球温暖化の緩和と適応に向けた取組など、地球環境問題への対応

#### (温室効果ガス排出量の削減) 【本文P124】

・航空機運航分野における持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進に向けた国産 SAF を国際競争力のある価格で安定供給できる体制の構築、管制の高度化等による運航の改善、機材・装備品等への環境新技術の導入促進等及び空港分野における空港施設・空港車両からのCO<sub>2</sub>排出削減や再エネ拠点化等並びにエコエアポートの推進

<sup>203</sup> 政府業務継続計画（首都直下地震対策）において、総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎が壊滅的な被害を受け、首都中枢機能が著しく低下する事態は想定しがたいものの、被害想定を上回る事態も想定し、緊急災害対策本部の設置場所とされている内閣府、防衛省又は立川広域防災基地以外の代替拠点への移転に関し、各府省等の地方支分部局が集積する都市等代替拠点と成り得る地域を対象に検討を行うこととされている。なお、総理大臣官邸の機能が回復した場合には、緊急災害対策本部の設置場所を速やかに総理大臣官邸に戻すこととされている。

# 第六次国土利用計画（全国計画）（案）

## 1. 国土の利用に関する基本構想

### (1) 国土利用の基本方針

#### イ 国土利用の基本方針

##### (ア) 地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理 【本文P6】

地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理については、関連する制度を組み合わせながら、人口減少が加速するなかで、発生する低未利用土地や空き家などの有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要である。

## 3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

### (1) 土地利用関連法制等の適切な運用 【本文P22】

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、本計画、国土利用計画都道府県計画、同市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と国土資源の適切な管理を図る。特に、土地利用基本計画においては、都道府県は地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた地方公共団体など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

これらの取組を支援するため、国は地域の土地利用のあり方の検討に資する基礎的情報等を提供するとともに、地方公共団体に対する人的支援や研修等の充実を図る。特に、市町村計画と市町村管理構想の一体的策定など計画の実効性を高める取組を進める市町村に対して、国や都道府県による支援の充実を図る。